

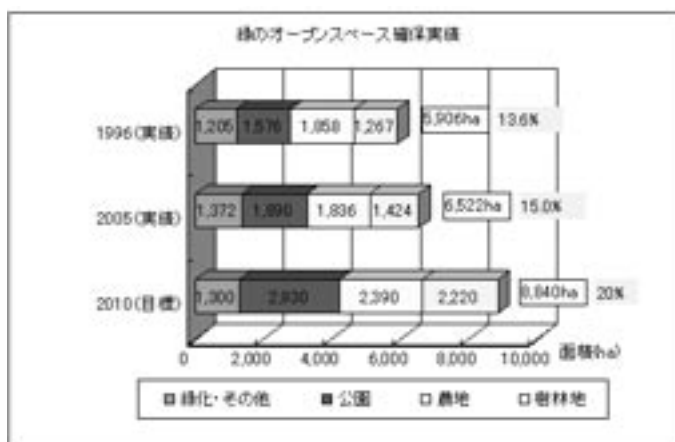
第1章 緑と水にふれあえる街づくりの推進

横浜市環境目標	緑：・市域面積の20%が緑のオープンスペースとして確保されている。 ・現在の緑の総量を確保する。 水：・地下水のかん養が行われ、川や水路に豊かな水量が確保されている。 ・うるおいとふれあいのある水辺空間の整備がすすめられている。
目標達成のための指標	緑：[樹林地] 2,200ha、[農地] 2,390ha、[公園] 2,930ha、[緑化・その他] 1,300ha合計8,840ha（市域面積の20%） （目標年次平成22年（2010年）緑被率31%を維持する。 水：・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備52カ所 ・河川や水路などの環境整備117km
平成17年度の目標の達成状況	緑：[樹林地] 1,424ha、[農地] 1,836ha、[公園] 1,890ha、[緑化・その他] 1,372ha合計6,522ha（市域面積の15.0%） 水：・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備26カ所 ・河川や水路などの環境整備62.6km

1 緑の保全と創造

市内には、大規模な樹林地や田畑などの農地のほか、公園や学校の緑、庭や生け垣の緑、街路樹など、様々な「緑」があります。これらの「緑」の総量は「緑被率」*（市域に占める緑の割合を航空写真で計測）で表すことができ、横浜市では現在約31.0%（平成16年調査）となっています。

緑被率は20年前に較べると約10ポイントの減少があることから、樹林地や農地などの保全を進めていくこと、市街地など緑が少ない所については公園・緑化等で新たな緑を創造することが必要になっています。



■図2-1-1 緑のオープンスペース確保実績と目標

平成18年度に、緑や水を相互に関連させ、一体的な施策を展開するために「横浜市水と緑の基本計画」の策定を予定しています。この計画では、緑の大切さを360万市民共通の認識とし、緑の七大拠点や市街地をのぞむ七つの丘など「拠点となる緑の保全と想像」や、河川・水路や道路を軸とした「水と緑のネットワーク形成」を、市民・事業者・行政の連携・協働により推進することで、横浜らしい水・緑環境の実現を目指していきます。

(1) 樹林地の保全

市内には、市街地に点在する樹林と、郊外部の「こどもの国周辺」「三保・新治」「川井・矢指」「大池・今井・名瀬」「舞岡・野庭」「円海山周辺」「小柴・富岡」に「緑の七大拠点」と呼んでいる大規模な樹林地など、市域面積の約5%にあたる約2,447haの樹林地があります。

これらの緑地は、都市の安全性の確保、景観の保全、市民の生活環境の維持向上など多くの機能を持っており、可能な限り将来に残し伝えていく必要があります。

緑の保全策としては、土地所有者の理解と協力を得て首都圏近郊緑地保全法による「円海山近郊緑地特別保全地区」や都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定のほか、本市独自の事業である「市民の森」「ふれあいの樹林」「緑地保存地区」の指定や、「よこはま協働の森基金」による樹林地の保全などを行っています。

また、市民ボランティアによる樹林の管理・育成を進める「森づくりボランティア育成事業」や自然保護意識の啓発のための「横浜自然観察の森」の運営などを行っています。

■表2-1-1 樹林地の保全制度と指定等の状況

平成18年3月31日現在

制度名	内 容	指定量
円海山近郊緑地特別保全地区	円海山北鎌倉近郊緑地保全区域（総面積988ha 横浜市域約755ha）のうち、良好な自然環境を形成し、かつ相当規模の広さを有している緑地を、円海山近郊緑地特別保全地区として指定	100ha
特別緑地保全地区	風致、景観が優れ、地域の生活環境を保全する樹林地や文化財などと一体となった緑地を指定	165ha
自然観察の森	人と生きものがふれあいながら、自然の仕組みを学べる拠点として栄区上郷町に配置	1箇所 45ha
市民の森	おおむね2ha以上の樹林地を中心として、散策や自然観察などの利用が可能なものを指定	27箇所 417ha
ふれあいの樹林	市街地の中で、地域のふれあいの場となる樹林地等（1～2ha）を指定	15箇所 20ha
緑地保存地区等	市街化区域内の良好な都市環境を保全するため、0.1ha以上の樹林地を指定	170ha
水源の森	樹林地のもつ保水、治水機能の保全と河川の水量を確保するために、市内の流域の樹林地を指定	2箇所 11ha
緑地の保存等に関する協定	開発地に残る樹林地を協定の締結により保存	519ha
名木・古木	古くから街の象徴として親しまれている樹木を「名木・古木」に指定登録	933本 10集団
よこはま協働の森基金	市民が自主的に集めた資金と基金からの拠出金とをあわせて0.1～0.5ha程度で一団のまとまりのある樹林地を取得。「協働の森パートナー制度」による基金への寄付や制度のPRの実施	1箇所 0.2ha (取得)

よこはま協働の森基金 協働パートナー

よこはま協働の森基金 協働パートナーは、「よこはま協働の森基金」の趣旨に賛同いただき、店舗や営業所への募金箱の設置等による募金活動や、制度のPRに本市と協働して取り組んでいただく事業者、NPO法人、任意団体等です。

平成17年度は4社に取り組んでいただきました。

企業名等	内容
相鉄グループ(そうてつローゼン(株))	募金箱の設置（市内29店舗）
(有)森国薬局（西区）	募金箱の設置
麒麟ビール(株)横浜工場	募金箱の設置（麒麟横浜ビアビレッジ内に設置）
ダイドードリンコ(株)	飲料自動販売機の売り上げからの寄付

(2) 農地の保全と活用

市内の農地は市域面積の約8%を占める3,370haで、郊外部の市街化調整区域を中心に、里山や河川と一体となった緑豊かな環境を形成しています。

農地は、農産物を生産する場であるだけでなく、土、水、緑などの自然環境や景観を保全する緑のオープンスペースでもあります。また、市民が“農”とふれあうレクリエーションや地域の交流、教育の場としての役割も持っています。

横浜市では、「“農”のあるまちづくり」を目標に、多様な機能をもつ農地を保全し、持続可能な都市農業の振興をはかるため、次のような施策を推進しています。

ア 農地とふるさと景観の保全

(ア) 農業専用地区の指定と整備

都市と調和のとれた農業の発展をはかるため、市街化調整区域内のまとまりある優良な農地を中心に、横浜市独自の施策として農業専用地区を指定し、農業生産の基盤である農地や農業用施設の整備、農家の育成などをすすめ、総合的、計画的に農地の保全と地域農業の振興をはかっています。



■ 東方農業専用地区

(イ) 恵みの里

多様な農体験や農産物の直売の促進、“農”の景観づくりなど、農業や農地の魅力を市民に提供する新しい農業経営の展開を進める地域づくりを行っています。市民参加の活動を通して、農地の保全と不耕作地の有効活用をし、農業の振興をはかるとともに農業地域の環境や景観の保全を進めています。

(ウ) 横浜ふるさと村

地域の農業振興とあわせて、市民が田園風景を楽しみ自然環境・農業・農村文化に親しめる「横浜ふるさと村」を設置しています。

寺家ふるさと村（青葉区）には、総合案内所「四季の家」、里山が連なるふるさとの森のほか、郷土文化館、体験温室、陶芸舎、果樹園などがあります。

舞岡ふるさと村（戸塚区）には、総合案内所「虹の家」をはじめ、ふるさとの森、地元の新鮮な野菜の直売やハム工房、体験温室などがあります。



■ 寺家ふるさと村（青葉区）

(エ) 生産緑地地区の指定

市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成するため、市街化区域内にある500㎡以上の一団の農地等で、生産緑地法及び本市の指定基準に該当するものについて、平成4年から生産緑地地区の指定を行っています。

イ 横浜型都市農業の振興

(ア) 横浜ブランド農産物

新鮮で安心な農産物を市民に安定供給するため、生産振興品目として認定し、生産振興を図っています。また、シンボルマーク「はま菜ちゃん」を表示して市内産農産物のPRをすすめています。



■はま菜ちゃん

(イ) 環境保全型農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした栽培方法などを普及しています。また、環境保全型農業を推進するため、積極的に取り組む農業者を環境保全型農業推進者として認定しています。

ウ 市民と農とのふれあい

(ア) 市民利用型農園の設置

農体験に対する多様な市民ニーズに対応しながら農地の保全をはかるため、横浜市では各種の市民農園の開設を促進しています。

- 特区農園

「市民利用型農園促進特区」に引き続き、平成17年9月より改正された「特定農地の貸付に関する法律」に基づいて、これまでにない民間開設型の区画貸し農園の開園を促進します。

- 栽培収穫体験ファーム

農家の栽培計画に従って利用者が指導を受けながら作業し、本格的な野菜づくり、農作業体験ができる、体験型の農園の開設・運営を支援しています。

- いきいき健康農園

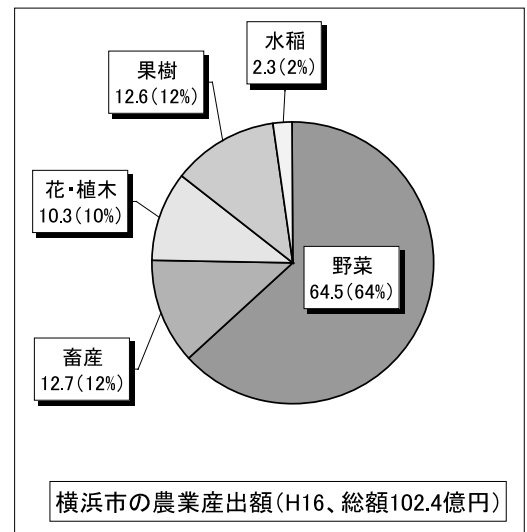
農園利用者による自主的管理により、市民の健康づくりや地域コミュニティの醸成を図ることを目的としています。

- 市民耕作園

決められた区画で自由に野菜の栽培が楽しめる農園で、農業協同組合が農地所有者から農地を借りて開設しています。

- 柴シーサイドファーム

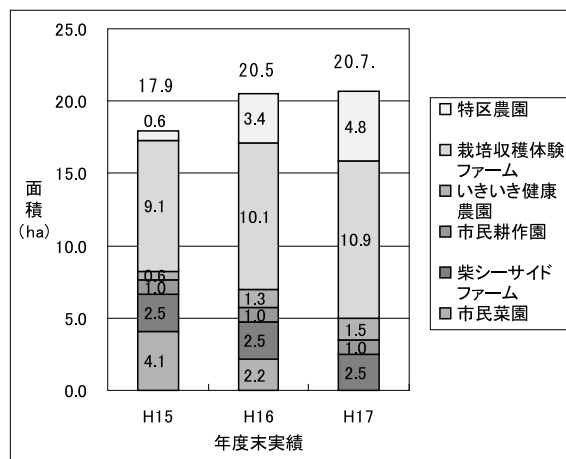
八景島の海を望む金沢区の丘の上に約500区画を有する大規模な農園で、団体利用の広い区画や車いすで利用できる福祉区画も設置されています。



■図2-1-2 横浜市の農業産出額 (H16)



■栽培収穫体験ファーム



■図2-1-3 市民利用型農園開設面積の推移

(3) 公園の整備と管理

市内には、2,500か所、1,634ha（平成17年度末）の都市公園があります。これは、市民一人あたりでは4.56㎡となります。これらの都市公園には、都市環境を改善する重要な役割があります。

例えば、近年進行しているヒートアイランド現象の緩和や生物の生育環境を確保することなどがあります。また、これらの役割を市民の方々に知っていただき、より良好な環境づくりを学ぶ環境学習の場としての活用も推進しています。

市で整備する公園には、以下のような種類があります。

- 身近な公園：生活に身近な街区公園や近隣公園などの整備を進めています。その際は、地域の方と意見交換を行いながら計画をまとめていきます。
- 大規模な公園：緑の拠点となる大規模な公園の整備を推進しています。【横浜動物の森公園（よこはま動物園（ズーラシア））、玄海田公園、たちばなの丘公園、新治里山公園等】
- スポーツができる公園：スポーツを楽しむことができる公園の整備を進めています。【新横浜公園、谷本公園等】
- 特色ある公園：風致公園や歴史を活かした公園等の整備を進めています。【菊名桜山公園、旧住友邸庭園、茅ヶ崎城址公園等】
- 宅地開発による公園設置指導：宅地開発事業では、一定面積の公園の整備や緑化指導を行い、整備後の公園は本市に帰属するよう指導しています。



■山下公園



■根岸森林公園

最近の取組みをいくつかご紹介します。

ア プレイパークへのサポート

プレイパーク（冒険遊び場とも呼ばれています）は、地域の方々が主体となり自己責任による「自由な遊び」を目的とした公園や緑地を舞台とした市民活動です。

本市では、地域の活性化や地域ぐるみの子育て支援などに大きな効果がある「プレイパーク」を促進するため、「横浜市プレイパーク運営支援要綱」を定め、市民団体との協働をすすめています。



■プレイパークの一例

イ 緑のリサイクルへの取組

現在、公共と民間事業を合わせて市内で年間約20,000 tの剪定枝が発生しています。そのうち、約8,000 tは再資源化されていますが、残りは焼却処分されており、さらなる再資源化が必要とされています。

そのため、公園や街路樹などから発生する約4,000 tの剪定枝をチップ材や堆肥に加工できる処理能力をもつ「緑のリサイクルプラント」を横浜動物の森公園（旭区）に建設し、平成17年3月から稼働を開始しています。



■リサイクル施設全景

(4) 緑化の推進

緑豊かなまちづくりを進めるため、公共施設や街路樹等を緑化して、地域の緑の拠点や緑のネットワークづくりを進めています。同時に、市民や事業者との協働により、「ふるさとの緑づくり」や「屋上緑化の推進」、「京浜の森づくり」に取り組んでいます。また、民有地においても緑化を推進するため、平成16年度からは一定規模以上の建築行為についても緑化協議を行っています。その他、市民の緑化活動が広がるように「よこはまの緑の街づくり基金」事業を支援しています。

・公共施設の緑化

地域の緑の拠点として、花と緑に囲まれた公共施設空間を創出しています。地区センター、街路、河川等の公共施設を対象に平成17年度では、14箇所ですべて約2.1haで植栽しました。

■表2-1-2 公共施設の緑化状況

	箇所数	緑化面積 (㎡)
公共施設緑化	4	3,202
街路緑化	8	12,016
緑のプロムナード緑化	2	6,014

・ふるさとの緑事業

子供から大人まで幅広い年齢層の市民参加により、古くから横浜の地に生育しているシイ・タブ・カシ等の樹木の苗木を公共用地に植栽し、ふるさとの緑を創出しています。公園これまで15箇所で森づくりを行い、植栽地の管理作業を行うなどの育成する取組もすすめています。



■市民参加による苗木植栽

■表2-1-3 ふるさとの緑事業実施状況

年度	箇所数	面積 (ha)	参加者数 (人)
H13	5	1.37	760
H14	5	0.91	620
H15	2	0.27	235
H16	2	0.43	951
H17	1	0.29	146
合計	15	3.27	2,712

・京浜の森づくり事業

緑の少ない京浜地区（鶴見区、神奈川区の臨海部）の緑の拡充を進めるため、企業の緑地と公共の緑や水際等とつなげて、企業・市民・行政の協働により、緑のネットワークの形成をはかる「京浜の森づくり」事業を進めています。

平成17年度は、神奈川区守屋恵比須地区の緑化計画の策定（約115ha）及び協働緑化支援事業により、公開緑地整備に対して助成を行いました。



■京浜の森ロゴマーク

・屋上緑化の推進

緑地が少ない市街地において、ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の向上を図るため、建築物の屋上及び壁面の緑化を推進しています。

平成17年度は、民間建築物を対象とした「屋上緑化整備費用の助成*」を行いました。



■屋上緑化の様子

民間建築物への 屋上緑化助成実績	2件、44.9㎡
---------------------	----------

屋上緑化整備費用の助成の条件について

用途地域が、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域であるもの、緑化面積の合計が10㎡以上など。
詳細はホームページ、または環境活動事業課 TEL.045-671-3447まで

・よこはま緑の街づくり基金事業（（財）横浜市緑の協会が担当）

民有地の緑化を推進するため、市民の緑化活動を支援しています。

- ・よこはま緑の推進団体（約900団体）への活動支援
- ・町内会・商店街・学校等にプランターの貸出及び種子の配布
- ・花苗等の助成（花やぐまち 事業）
- ・緑の街づくりリーダーの養成
- ・生垣設置への助成

3 海づくりの推進

横浜には、かつて遠浅の海が広がり、干潟も多く見受けられましたが、明治時代に関内地区が外国貿易港の窓口として開かれてから、港湾整備と臨海工業地の造成のため、都心部に近い海岸から埋め立てが進められました。

現在市民が直接海と触れられるのは、金沢区野島に市内では唯一残された自然海岸と隣接地に造成された海の公園の人工海浜のみとなっていますが、そうした状況を踏まえ、新たな海づくりへの取り組みが始まっております。

横浜市では、新たな視点に呼応した取り組みとなる海の森づくり事業を、市民、NPO、学校、研究機関、行政などの多様な主体の協働により進めています。

(1) 海の森づくり事業

浅海域において、水質をはじめとする環境改善を図り、魚介類など多様な生物の生育環境を向上させるため、また市民が海をより身近に感じられる場所とするため、海のゆりかごとも言われるアマモ*場の再生に、市民、NPO、学校、研究機関、行政が協働して取り組んでいます。



■表2-1-5 アマモ場再生の取り組み（主体：国、県、NPO、市）

年度	場所	造成面積 (㎡)		
		種の植え付け	株移植	計
H15	野島地先	394	45	439
	金沢漁港地先	236	45	281
	ベイサイドマリーナ先	100	0	100
H16	野島地先	413	113	526
	金沢漁港地先	263	113	376
	ベイサイドマリーナ先	100	0	100
H17	野島地先	413	113	526
	金沢漁港地先	263	113	376
	ベイサイドマリーナ先	100	0	100
	海の公園地先	500	50	550

※場所はすべて金沢区内

(2) 海づくり大会の開催

天皇皇后両陛下をお招きして、平成17年11月19日・20日、横浜市のみなとみらい21地区で「第25回全国豊かな海づくり大会」が開催されました。来場者数は154,800人。

この大会は、昭和50年から、水産資源の維持培養、海の環境保全に対する意識の高揚及び水産業の振興を目的に毎年開催されており、第25回の大会実施にあたっては、横浜市と神奈川県が中心となって、消費者の立場から見た海の恵みや環境保全の大切さなど、新たな視点を盛り込んだ大会としました。

開催にあたっては、「海の再生と魚の食文化の創造」～海の恵みに感謝した豊かな海づくりと新たな食文化の発信～を基本理念とし、企画運営には多くの市民・企業が参画し、漁業者、水産関係団体、水産高校、NPO、ボランティアなど、多くの協力がありました。

大会では、天皇陛下から、「今回の海づくり大会が横浜市において開催されることは、東京湾を豊かな海に再生させることに、首都圏に住む多くの人々の関心を高める契機として意義深いことと思われます。」というおことばを賜りました。

これまで、横浜市は、海とともに栄え、そして国際港湾都市へと発展してきました。

これからも、横浜の海が、海の恵みをもたらしてくれる「豊かな海」であるよう、みんなで取り組んでいきます。



第2章 生物生息空間の保全・創造

横浜市環境目標

まとまりとつながりのある緑地や水辺地が確保され、身近な動植物とふれあえる環境づくりが進められている。

平成17年度実施状況

推進

1 生き物生息環境の創出

横浜の自然は、長い年月をかけて地形・地質が形成され、そこに人間の働きかけも加わって、里山、谷戸、河川、海岸などの原風景を作り出してきました。これらの環境は、多様な生物の生息空間となってきましたが、近年の市街化による開発や河川改修、海岸の埋め立てなどで改変がすすみ、まとまりやつながりのある緑地や水辺地が十分に確保できているとはいえない状況にあります。

そうした状況を踏まえ、身近な動植物とふれあえる生物生息空間の保全・復元、再生に、市民や事業者と協働して取り組んでいます。これは、生態系の一員である私たち人間の生存基盤ともなる生物多様性の保全にも結びつくものです。

近年、市内全域で開発および宅地化が進み、元来、保有されていた植樹帯や水辺空間が減少しつつあります。

そこで、横浜市の既存施設等を生物の生息空間として再生を図るため、雨水調整池や公園で鳥類、昆虫類、魚類などが生息出来るようにします。

こうしてそれぞれの拠点を増やしていくことにより、区域が拡大しネットワーク化が進むとともに、質的に異なった施設で事業化を図ることで、より広がりのある生息空間を創出し、生物多様性の向上を目指しています。

■表2-2-1 自然共生型の雨水調整池整備状況

年度	項目	整備数	適用
H17年度までの状況		7か所	平成16年度まで7箇所施工済み

2 環境エコアップの推進

「エコアップ」とは、「生物の生息環境に配慮した環境の改善」を意味する横浜生まれの造語です。学校や公園に池や緑地をつくったり、河川や遊水池を改修したりするときなどに、そこに生き物が生息しやすい環境にすることを「エコアップ」と呼んでいます。平成9年度に「環境エコアップマスタープラン」を策定し、エコアップに関する各種の施策を実施しています。



■トンボマーキング調査の様子

(1) 学校ビオトープ支援

平成9年度にビオトープ*作成マニュアル「やってみようトンボ池」を、平成14年度に学校ビオトープ活用・維持管理マニュアル「学校のエコアップでさらに豊かな自然体験」を作成し、学校ビオトープ活動を支援してきました。今後は、学校の環境学習に学校ビオトープを活用する上で必要な、生物生息環境と生物多様性等に関する情報提供を行っていきます。

(2) 京浜臨海部でのトンボネットワーク調査

京浜臨海部は鶴見川及び入江川河口に位置し、複数の企業ビオトープ等がありますが、市内でも緑被率が低く、さらなるエコアップが求められる地区の一つです。

そこで、工場等に確保されている緑の豊かさの現状確認のため、平成15年から環境指標としてのトンボのマーキング調査を実施しています。平成17年の調査は平成17年8月6日から8日を中心に行い、企業緑地等9箇所を企業、市民活動団体の方、延べ約120名との協働で行いました。その結果、9種670匹のトンボが捕獲できました。

また、子どもたちが実際にトンボを採取する「トンボ捕獲大作戦」を8月13日に開催し、この調査結果も反映されています。平成18年度も引き続き実施していきます。



3 動物園の役割と横浜市立動物園

動物園の役割は、①絶滅の恐れのある野生動物の保護・繁殖（種の保存）、②動物の遺伝子や生理・生態などの研究・調査、③自然環境や野生生物に関する教育普及活動、④くつろぎや憩いの場を提供するレクリエーション機能、の4つがあります。

横浜市には3つの動物園があり、それぞれの動物園の特色を活かしながら、この役割に沿った活動を行なっています。

中でも来園者の皆さまに動物や動物への興味を通して環境について学んでいただくために、各動物園でも様々な教育普及プログラムを行なっています。

(1) 横浜市立よこはま動物園（ズーラシア）

「生命との共生・自然との調和」をメインテーマに世界の気候帯別に動物たちが暮らしている環境を再現した展示方法を導入しており、園内は動物、植物、人の文化を織り交ぜながら世界の環境を演出しています。

園内では、飼育係による動物のガイドや専門スタッフによる各エリアの案内を行ない、楽しみながら動物や動物の生息環境への理解を深める手助けを行なっています。

また、繁殖及び調査・研究を主業務とする繁殖センターを園内に併設しています。



■飼育係によるガイド

(2) 横浜市立野毛山動物園

昭和26年の開園以来、「都心のオアシス」として半世紀以上にわたり市民の皆さまに親しまれています。

分園の万騎が原ちびっこ動物園とともに、動物たちとのふれあいコーナーは人気で、モルモットやマウス、ヒヨコなどの小動物に直接触れる貴重な経験をすることができます。

また、動物の食事シーンを公開し、飼育担当者が解説を行なう「お食事タイム」を行なっていて、エサを食べる動物を間近に見ることによって、動物について学ぶ機会を提供しています。

(3) 横浜市立金沢動物園

緑豊かな金沢自然公園内に位置する動物園で、コアラやサイ、ゾウなどの草食動物を中心に飼育・展示しています。

平成17年7月にはポニーやヤギを近くで見る事の出来る「いきもの発見広場」がオープンしました。

また、学習施設「ののほな館」では、動物や自然に関する資料をご覧いただけるほか、教育普及プログラムや各種企画展を開催しています。

特に平成17年度は市民の皆さまの環境への意識を高めていただくために、「環境学習講座」を7回開催し、たくさんの市民の方々にご参加いただきました。

この他にも、毎年各動物園で飼育体験を行なっています。これは動物園で飼育係が行なっている動物舎の清掃やエサの用意を体験するプログラムで、毎年たくさんの参加者があり、野生動物や環境についての理解を深めるために役立っています。

また、学校教育とも連携を図り、ワークシートの作成・配布、出前講座等、子どもたちの環境への意識を高めるきっかけを提供しています。



■万騎が原ちびっこ動物園



■環境学習講座



■飼育体験

4 野生生物対策

野生動物は人里離れた山や森の中だけでなく、私たちの身近な場所にも生息しています。これらの野生動物は、元々日本に生息していたものや外国から持ち込まれたもの、数が減っているものや増え続けているものなど様々です。

野生動物は、野生本来の生活を維持していくことが望ましいのですが、その実態は私たちの社会と密接な関係にあります。近年、私たちの生活と野生動物との距離が近くなり、野生動物による騒音や家屋侵入などのトラブルになるケースが生じています。そこで、本市では、市民の安全で快適な生活環境を守るため、生活被害を与える野生動物の捕獲等を実施しています。

野生動物と私たちが共存できる環境をつくり、維持していくことが重要です。

(1) アライグマ等による生活被害対策

アライグマ・ハクビシンによる生活被害としては、家（屋根裏等）に住み着く、農作物の被害、庭木やペットへの加害、生態系への影響などがあります。

このうち、家屋に住み着いたアライグマ・ハクビシンについて、生活被害対策として本市で捕獲を実施しています。平成17年度は295件の現地調査を行い、アライグマを129頭、ハクビシンを94頭捕獲しました。



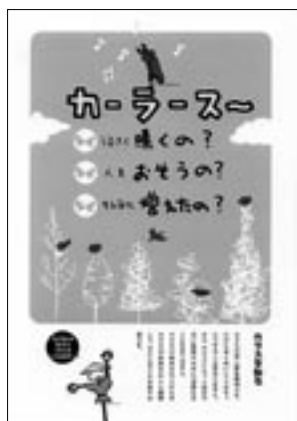
■アライグマ

- ※市が捕獲する際は、鳥獣捕獲許可を取り、法律に基づいて実施しています。
- ※平成17年度までは農作物被害や庭への侵入は、事業の対象としていませんでした。
- ※平成18年度からアライグマについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づく捕獲を実施しています。

(2) カラス対策

カラスが増えた大きな原因は、エサとなる生ゴミが増えたからだと言われています。本市では、生ゴミを適正に管理すること（飛散防止ネットの活用や搬出時間の徹底など）により、カラスの数を減らしていきます。このため、本市では、生息数を減らすための捕獲は行っていません。

ただし、巣やヒナを守るために親鳥が威嚇・攻撃するなどの被害がある場合は、カラス注意看板の貸出し、カラスの巣落とし費用の一部補助、カラスの巣立ちビナの緊急捕獲の事業対象となります。平成17年度は、38件（45巣）のカラス巣落とし費用の一部補助を行い、39羽のカラス巣立ちビナ緊急捕獲を行いました。



■カラス啓発リーフレット



■カラス注意看板